

マイナンバー制度が始まります

マイナンバーって？

マイナンバーは、国民一人ひとりに割り当てられる12桁の番号です。

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野で法律の範囲内で効率的に関連情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー導入の3つのメリット

1 公平・公正な社会の実現
給付金などの不正受給の防止

2 住民の利便性の向上

3 行政の効率化

1、公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本来に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

2、住民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、住民の負担が軽減されます。行政機関にある自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。

3、行政の効率化

国の行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要する時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

自分のマイナンバーはいつ分かるの？

平成27年10月から、自分の住民票の住所地にマイナンバーを通知するための通知カード（※1）が、簡易書留で送られてきます。通知カードには、氏名・住所・生年月日・性別（基本4情報）とマイナンバーが記載されています。

※1 通知カード

個人番号 〇〇〇……〇〇〇
生年月日 〇年〇月〇日
性別 女
氏名 番号花子
住所 △県〇市〇町1-1-1



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーは

どんなことに使うの？

平成28年以降、社会保障、税、災害対策の事務で、法律や条例に定められた行政手続きでマイナンバーが必要になります。

また、税や社会保障の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあるため、勤務先や証券会社、保険会社などからマイナンバーの提出を求められることがあります。

マイナンバーの利用は、法律・条例で定められた行政手続きに限られます。法律で定められた目的以外に、むやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを取り扱う人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人へ不当に提供した場合は、処罰の対象になります。

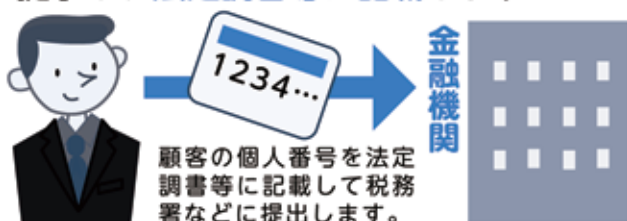
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



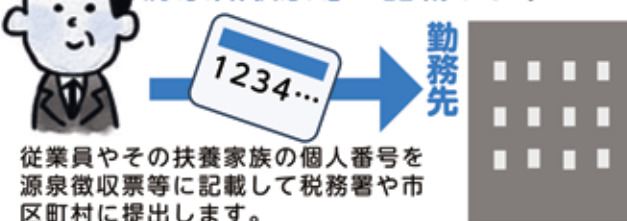
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所に
マイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバーを
提示し、法定調書等に記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

「個人番号カード」って何？

個人番号カード（※2）には、券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーに加え、顔写真が表示されます。個人番号カードは本人確認の為の身分証明書として利用できるほか、ICチップが搭載されており、e-Tax（納税システム）などの電子申請にも利用できます。

マイナンバーが通知された後に、町に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

※2 個人番号カード



マイナンバー
0570-20-0178 平日9:30~17:30（土日祝日・年末年始を除く）
（全国共通ナビダイヤル）

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。
※ナビダイヤルは通話料がかかります。※外国語対応（英語）は0570-20-0291におかけください。